

# 町有財産の不適切処分／監査請求も却下

## 別の汚職疑惑の概要 湯里駐車公園の私物化

前町長の親戚Xから売買契約書なしに建物を譲り受けたKは、アカデミックな目的を掲げつつ、裏々では自宅としての使用を蘭越町と協議していた。蘭越町は、Kが当初の目的とかけ離れた事業を行っていることを知りながら、賃料の値下げや賃貸条件の緩和など、さまざまな便宜を図った。そうした町の支援を受けながら、Kは公園内の町有地上で不動産賃貸業を営み、結果、湯里駐車公園の北側ブロック全体が公園機能を失っている。なお、**公有財産を処分の際に町の担当者が「公益がある」とみなした事業と、実際に行われている事業が異なる点において、チセヌプリスキーリングのケースと同じだ。**

## 湯里駐車公園内の賃貸収益物件



## 蘭越町がKの求めに応じて与えた優遇

- ①当初不可であった不動産登記を容認した。
- ②運営収支の提出義務を免除した。
- ③住宅不可であったものを可能にした。
- ④土地が高騰しているさなかに賃料を下げた。
- ⑤当初条件の連帯保証人2名を免除した。
- ⑥公園内の町有地での不動産賃貸業を容認した。
- ⑦公園駐車場への工作物や青空駐車を黙認し続けた。

公有財産私物化

## 公園内町有地での不動産賃貸業



蘭越町監査委員会(専門委員会委員) 向山博氏(蘭越町議会議員3期目)らの判断

- 2024 調査人は、当該町有地の土地賃貸契約書第6条2項に基づき、2025年度末をもって、当該町有地の賃貸契約を解除することを求める住民監査請求書を提出した。
- 2025 監査委員は「～について具体的・客観的に示してください。」を羅列した補正通知書を送った。
- 1.25 調査人は、補正通知の内容に法的根拠がないので無効とすべきとの意見書を提出した。
- 1.30 監査委員は、地方自治法第242条第1項に基づくとの主張を回答した。
- 1.31 調査人の追及により、監査委員会事務局を兼ねる町議会事務局Wは、補正書に法律の誤認があることを認めた。
- 2.4 調査人は、法根拠がない補正通知の無効確認を求めた。
- 2.10 監査委員は求めを無視し住民監査請求の却下を通知した。
- 3.3 調査人が事務局Wに対し、法を逸脱した補正通知書を理由とした却下の問題点を指摘すると、事務局Wは、何一つともに答えず、せせら笑いながら「**監査委員さんの判断**」を繰り返し、「どうぞ住民訴訟を起こしてください。」と言って電話を切った。
- 3.16 調査人は、仕方なく、住民訴訟を提訴した。

## ニセコ町にあって蘭越町にないまちづくり条例

### 金町長の言う「町民が主人公」は絵空事

#### 1 議事録さえ作成しない町政懇談会

- そもそも公式な集会ではないので、その内容を町が取捨選択できる。
- 町は議事録さえ作成しておらず、住民の意見が残されていない。
- 主催は町ではなく地域なので、住民参加の権利も保障されていない。
- 地域毎の要望を町に伝える場との意識が強く、町全体の議題を扱う雰囲気はない。

非正規  
町政  
懇談会

#### 2 「住民自治の原則」が明文化されていない

- 行政判断の一方通行化、財政使途が町民の意向から外れる、議会が行政の追認機関と化し、住民参加が遠ざかる、そして地域が弱体化する、といったリスクが生じる。

#### 3 「住民参加」が町民の権利として保障されていない

- 事実、町全体の課題について、誰もが参加できて意見を交わす機会がほとんどない。
- そのことは、**星野リゾートの排除や町営スキー場の売却の事例が証明している。**

#### 4 議会と首長の関係(二元代表制)が明文化されていない

- チェック＆バランスが機能しないので、議会が首長の追認機関となるリスクがある。

#### 5 専門委員会の形骸化を防ぐための規定がない

- 専門性のない委員が行政任せの姿勢をとる場合、行政の責任転嫁に利用される。
- 事務局が行政から出向する職員が担当することで、行政主導となる可能性がある。

#### 6 蘭越町文書管理規定は行政目的であり情報の共有目的ではない

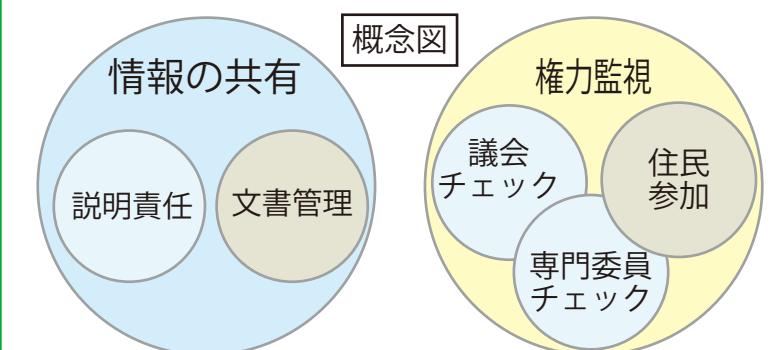
- 事実、町営スキー場については、選定後の打合せ記録がひとつも残されていない。
- 町の幹部らは「担当者が雑談と判断したものは記録を残さない」と公言している。

## 失われた30年／時代おくれの蘭越町

長期政権が権力集中の弊害を招くことが一般的に指摘される中、前町長は7期28年という、全国歴代4番目(同順位者総数8人)の長期政権を務めた。その後に続いた現町長ら幹部が、来客を「お前」や「アンタ」自分を「オレ」と呼び、客前でも身内を役職名で呼び合う軍隊然とした上位下達の組織文化も、弊害の一つと考えられる。

制度としては「自治基本条例」と呼ばれる

住民参加の枠組みを定める言葉は「自治の憲法」



町民参加を自治の理念とし  
そのために情報の共有を行う

議会や住民が政策評価を行い  
監視に関わる仕組みを明文化

自治基本条例は全国に先駆けてニセコ町で制定された  
ニセコ町では「ニセコ町まちづくり条例」  
2025年4月までに411の自治体が施行

## 「お米のまち」どころか「汚職の町」か

まちづくり条例のない蘭越町では「町民の声」が恣意的に選別されている。また中枢の職員でさえ、民主主義の原理原則や法の適正手続きを理解していない。結果、おぞましい不正義が横行しているようだ。情報秘匿、議会の追認機関化、委員会の形骸化が甚だしい蘭越町は、解体的出直しをするか、いっそニセコ町に統合でもされなければ『利権ネットワーク』に属さない町民の不幸は続くに違いない。少なくとも、貴重な観光資産の不適切処分に関与した者たちが、ニセコ観光圏の追い風を生かした施策に手を貸すことはないだろう。